# 学校生活の約束

○　基本的な考え

学校は、基本的な生活習慣や学習習慣を確立させる場という観点で生活します。この考えを基本として、生徒自身が「主体的に考えて行動する力を伸ばすこと」を通して、学校生活の約束の意義を理解し、自ら約束を守ろうとする意識を高めます。

１　登下校

（１）制服で登下校します。ただし、特別に認められた時（クールビズ期間、強雨の時、部活動の下校時、学校行事など）は、体操服を着用するか自分で判断します。また、寒冷期の防寒具の使用は、自分で判断して使用します。

（２）生徒昇降口は午前７時 50 分に解錠します。学校行事の時などは、変更する場合があります。

（３）午前８時 05 分から始まる朝の会に遅れないように教室に入ります。

（４）自転車登校をする時（休日の部活動を含む）は、必ずヘルメットを着用し、「自転車登録ステッカー」が貼ってある通学用の自転車を使用します。

２　身なり

（１）制服で学校生活を過ごします。ネクタイ、リボンは常時着用します。ただし、クールビズ期間の服装は、制服か体操服か自分で判断します。制服の場合は、ネクタイ、リボンの着用は自分で判断します。

（２）制服で授業を受けます。ただし、体操服で受ける授業が続く場合の着替えのタイミングは自分で判断します。

（３）防寒着は自分で判断して着用します。タイツを着用した時は、保健体育の授業ではくつ下をはきます。

（４）通学用のくつは、保健体育の授業で使用できるランニングシューズを使用します。

（５）衣替えは自分の判断で行います。目安としては、５月と 10 月としています。

（６）頭髪は場に合った髪型にします。長髪は授業内容により結ぶかどうか自分で判断します。

３　その他

（１）欠席、遅刻、早退及び保健体育の授業を見学する時は、保護者が午前８時までに「しまいく＋（プラス）」で、午前８時以降は学校に電話で連絡します。「しまいく＋」で連絡した場合は、学校から受け取った旨を保護者へ返信します。保健体育の見学及び部活動の欠席連絡については返信しません。

（２）学校生活に必要のない不要物は学校で預かります。保護者へ直接返却する場合があります。

（３）ナップサックやサブバックに付ける飾りやアクセサリーは目印程度にします。

（４）水筒は必要に応じて持参します。ペットボトルを使用する場合はカバーをします。

（５）校内の器物を破損した場合は、保護者に弁償してもらうことがあります。

（６）登校後に校外へ出る必要が生じた場合は、職員に許可を得るようにします。

（７）ネクタイ、リボン、上靴、傘、はしを忘れた場合は学校で貸し出します。また、使用後は速やかに返却します。

○　学校生活の約束の見直しは、令和６年度から「生徒が主体的に考えて行動する力」を高めるため、生徒が参画して行っています。